

I C T活用工事の実施方針

令和4年11月一部改定

長野県林務部

1 対象工事

- (1) 林務部が発注するすべての工事^{※1}（森林整備業務を除く）を対象とする。
- (2) 現場の生産性向上に効果がある場合^{※2}、以下に定めるI C T技術を活用した工事（以下「I C T活用工事」という）を行うことができる。なお、当該工事を行った場合は、I C T活用工事の実績とする。
- (3) 対象工種は下記のとおり。
 - ア I C T土工
 - イ I C T舗装工
 - ウ I C T作業土工（床堀）
 - エ I C T付帯構造物設置工
 - オ I C T法面工（吹付工）
 - カ I C T地盤改良工（浅層・中層混合処理）
 - キ I C T地盤改良工（深層混合処理）
 - ク I C T法面工（吹付法砕工）
 - ケ I C T舗装工（修繕工）

2 I C T活用工事

I C T活用工事は、原則として以下に示す①～⑤の全ての施工プロセスにおいてI C T技術を活用する工事である。ただし、現地の状況等からやむを得ない場合は、一部の施工プロセスにより実施することを認める。^{※3} なお、前年度工事などで作成した3次元設計データがある場合は、「②3次元設計データ作成」を省略できる。ただし、「④3次元起工測量」のみ実施する場合は、I C T活用工事としては認めない。

【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ I C T建設機械による施工
④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品

なお、I C T建設機械とは、3次元マシンコントロール^{※6}技術、3次元マシンガイダンス^{※7}技術を用いた建設機械である。

3 発注方式

- (1) 受注者希望型^{※4}を基本とする。大規模工事等でI C Tを活用することが明らかに有利と考えられる工事については、発注者指定型^{※5}を選択することができる。

ただし、おおむね3000万円（税込）を下回る設計額であり、発注機関の長が

認められた場合は、ICT活用工事の対象外とすることができる。

- (2) 発注者は、現場説明書においてICT活用工事の活用対象について明示する。
現場説明書への明示方法は次のとおりとすること。

現場説明書 5 技術事項

(5) ICT活用工事

(対象外)

(発注者指定型)

ICT活用工事の実施を必須としているので、実施内容について事前協議を行うこと。

(受注者希望型)

受注者の実施希望によりICT技術の導入を検討するので、導入を希望する場合には、「ICT活用工事の実施方針 長野県林務部」に基づく実施内容等を工事打合簿に記載の上、監督員と協議を行うこと。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/i-conrinmu.html>

4 増加費用の計上

(1) 受注者希望型

当初積算では従来の歩掛で積算し、ICT活用工事として実施する場合で、その項目を設計変更の対象とする場合、県の標準歩掛、国土交通省が定める「ICT活用工事積算要領(土工)他」によるほか、見積りに基づき必要経費の計上を検討する。

(2) 発注者指定型

ICT活用工事の実施を必須とし、必要な経費を当初設計から計上する。

5 技術基準関係

国土交通省の要領並びに基準を準用する。(国土交通省ホームページにて最新情報を確認)

6 施工管理基準

長野県森林土木工事施工管理基準(令和4年12月1日改定版)による。

なお、同基準が改定された場合は、受発注者協議の上、最新版を適用することができる。

7 工事成績での加点及び履行実績証明書

令和3年3月9日付け2森政号外森林政策課長通知による。なお、通知文の実施方針については、林務部の本実施方針に読み替えるものとする。

- (1) ICT活用工事を実施した場合は工事成績での加点評価を行う。

- (2) 発注者は、受注者がICT活用工事を実施した場合、工事成績評定通知書又

は履行実績証明書により ICT 活用工事の実施^{※8}を証明するものとする。

8 適用

令和4年12月1日以降に起工起案する工事から適用（森林整備業務を除く）

- ※1 入札公告時に ICT 活用工事の設定がなくても、協議の上、実施可能とする。
- ※2 「現場の生産性向上に効果がある場合」とは、下記の全てに該当する場合をいう。
 - (1) 安全性の向上、作業期間や人員の削減に明らかに効果があるもの
 - (2) 国や県が定める仕様書、施工管理基準等に基づき実施し、納品されるもの上記(1)(2)については、施工計画書提出時に監督員と協議する。
- ※3 一部実施の例
 - (1) ICT 建設機械による施工を不要とする場合
 - ・急峻で落石等の恐れのある自然斜面での施工で、岩掘削が多く ICT 建設機械での施工が困難な工事
 - ・河床掘削等で、法面整形が不要な工事→2の施工プロセスの各段階①～⑤のうち、③ ICT 建設機械による施工を通常建機による施工でも可とする。
 - (2) 3次元出来型管理等の施工管理を不要とする場合
 - ・土工と他の工種（アンカー工など）が複合し、段階的な出来形管理が必要となり、3次元出来形測定が複数回必要となるなど、面管理が非効率な工事→2の施工プロセスの各段階①～⑤のうち、④ 3次元出来型管理等の施工管理を、通常管理とすることができる。
 - (3) ICT 建設機械による施工のみを実施する工事
 - ・盛土の締め固め管理を行う工事→③ ICT 建設機械による施工のみで可。
- ※4 受注者希望型
発注時は従来の積算で行い、契約後、受注者からの希望があり、協議が整った場合 ICT 活用工事とする。
- ※5 発注者指定型
ICT 活用工事の実施を基本要件とし、必要経費を当初設計で計上する。
- ※6 3次元マシンコントロール
ICT 建設機械の施工において、バックホウのバケットやブルドーザの排土板、モータグレーダのブレードなどの位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用3次元データ設計との差分に基づき制御データを作成し、排土板などを自動制御する技術。略称は「MC」
- ※7 3次元マシンガイダンス
ICT 建設機械の施工において、バックホウのバケットやブルドーザの排土板などの位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用3次元データ設計との差分を運転席のモニターに表示させ、バケットなどの操作を誘導する技術。略称は「MG」
- ※8 ICT 活用工事の実績には、施工承諾により施工した工事も含む。